

「担い手集積支援事業」の概要について

～農地中間管理事業に係る手数料収益で担い手等を支援！～

(1) 賃借料手数料徴収の経緯等

① 徴収経緯

- ・ J Aによる合理化事業・円滑化事業開始後に、事業の統一性から手数料徴収依頼がなされ実施しました。（現在に至ります。）

② 徴収額

- ・ 賃借料に対して1%の手数料を毎年機構に収めていただくこととなります。（例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。）
- ・ 物納案件については、地域毎に近傍類似の賃借料（標準賃借料）を基に金銭換算し、算定します。



③ 徴収方法

- ・ 農地所有者へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込みます。
- ・ 農地耕作者からは手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

※手数料は、機構事業を推進するための地域や担い手農業者への支援、国の補助対象とならない経費等に活用されます。

(2) 賃借料手数料用途の3つのポイント

ポイント① ～担い手・地域等へ還元～ 令和元年度新規

1. 農地中間管理事業推進に資する公社単独事業費

① 担い手集積支援事業（担い手集積支援助成金）

- ※1 農地の集積・集約化に係る会議費用について助成金を交付
- ※2 集積・集約化された農地について助成金を交付

② 理事長特認事業

ポイント② ～円滑な精算事務への対応～ 継続

2. 農地中間管理事業に係る未収借賃に係る一時立替 （受け手の不測の事態における出し手への支払いの影響を軽減）

ポイント③ ～機構運営費への一部充当～ 継続

3. 農地中間管理事業に係る補助対象外経費への充当 （補助金で賄えない機構職員人件費等に充当）

(3) 担い手集積支援事業の概要

担い手集積支援助成金は、①地域タイプ ②集積タイプ ③集約化タイプの3つのタイプがあります。

地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用を支援

① 地域タイプ

1万円以内／会議

まずは、
話し合いから
スタート!

- 1) 会場借上費
- 2) 資料印刷費
- 3) お茶代
- 4) その他費用



地域ぐるみでの話し合い

農地中間管理事業等
支援事業活用のきっかけ

機構から転貸された農地について担い手へ

② 集積タイプ

10万円以内／1経営体

※1月1日から12月31日までに
機構から転貸された農地。
5ha以上（機構の指定する中山間
地域は2ha以上）が対象



規模拡大!

出し手 機構 担い手

農地中間管理事業の活用

機構から転貸された農地について他の機構転貸農地と農地交換することで集約化(1ha以上(機構の指定する中山間地域は0.5ha以上))につながった場合、担い手へ

③ 集約化タイプ

200円/a

※1経営体当たり10万円以内



担い手同士の農地交換（分散解消）

農地中間管理事業の活用

②集積タイプ・③集約化タイプ

※機構の指定する中山間地域

下記、市町全域が対象（17市町）

白石市、七ヶ宿町、村田町

川崎町、丸森町

仙台市、大和町、山元町

大崎市、加美町、美里町

栗原市

登米市

石巻市、東松島市

気仙沼市、南三陸町

このパンフレットに関するお問い合わせは・・・

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人みやぎ農業振興公社

電話 (022) 275-9192
FAX (022) 275-9195

